

## 24年度第1回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 会議録要旨

開催日時	平成25年3月4日(月) 午前10時~12時
開催場所	泉佐野市役所4階 庁議室
案件	(1)最近の泉佐野市における差別事象について (2)戸籍謄本等不正請求事件(プライム事件)について (3)その他
委員出席者	神藤会長 立山副会長 辻野委員 藤里委員 大南委員 中村委員 射手矢委員 右馬野委員 東谷委員 宇都宮委員 山中委員 小笠原委員 中村委員 藤原委員 水野委員
事務局出席者 (人権推進課)	勘六野人権推進担当理事 泉尾課長 辻課長代理 貝田
傍聴人数	0人

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 自己紹介

### ○議事

【会長】 それでは、これから進行を担当させていただきます。ご協力をよろしく願います。レジュメ1にありますように、議案報告に入らせていただきます。先ほど、事務局から説明ありましたように、本審議会は、委員の皆さんにご審議をお願いするというよりは、泉佐野市内において最近おこっている差別事象に対して市の人権対策本部の取り組みや啓発について報告していただき、その内容について皆さんに情報を共有していただくと共に、委員の皆さんからご意見やアドバイスいただいて、市として今後の取り組みの施策に反映させ、差別をなくすための効果的な取り組み、啓発に活かしていく、そういう位置づけでご理解いただきまして、最近の泉佐野市における差別事象について議題とさせていただきます。それでは事務局より報告をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明。)

【会 長】 本市で発生しました4件の差別事象についての報告をいただきました。ご質問とか今後の対応についての意見、どんなことでも結構ですけども、出していただきたいと思うのですが、資料1、2は同和地区についての問い合わせということで共通していると思いますので、この2つの点について、ご質問とかご意見等、ございましたらお願いしたいと思います。大阪府下でも聞くところによりますと、10月ごろに府庁で確認したんですけども、こういったたぐいの問い合わせの件が府下の市町村の窓口で5、6件あったというように聞いております。泉佐野市の分も含めてだと思えますけども。どうでしょうか、何か質問ございませんか。

【委 員】 これは警察頼みの問題だと思うんですけども、民法、刑法とかで処罰できるのかどうか。刑法だとどういう処罰できるのか、そういう観点からしないと何かメチャクチャな、非常に難しい問題だと思うんですね。個人的には暴力に近いなど。もし、我々がタッチすれば暴力沙汰にでも発展すると思うんですけども。

【会 長】 問い合わせの件ですか。

【委 員】 いや、こういう看板をだしてね・・・

【会 長】 ちょっとすいません。話の焦点をしぼりたいと思いますので、同和地区への問い合わせ事象、資料1、2にしぼってご質問あったらお願いしたいと思います。すいません。

【事務局】 先ほど、会長からもありましたように、同和地区問い合わせの傾向なんですけど今年、4件のうち、2件が同和地区問い合わせ事象なんです。去年にも3件ありまして、2件が同和地区への問い合わせ、人権推進課と児童福祉課（現在の子育て支援課）にありました。発覚しているのはそういう傾向がかなり多くなっているというのを言い忘れましたので、申し訳ありません。

【委 員】 1、2についてなんですけども、自分の考えなんですけども、やっぱり思想、宗教、みんなそれぞれに自分の思いってあると。自分が一番いいんやという感じを受ける。外国人の所へ視察に行き、韓国の人なんですけど、勉強させてもらいに行きました。みんなそれぞれいいと思っています。その中でいかに、交流を深めていくかについて民生委員として、よく考えさせられるんですけども、ここでも一端がでていると思うんですけど、皆さんのお手を拝借したいと思います。

【委員】 その後、職員研修等での対応の徹底というのはどうなっていますか？

【事務局】 職場研修制度っていいのですが人対本部にはありまして、年2回、課長代理級が職場研修員になって2回、それぞれの職場で研修しなさいと人対本部で決まっています。その制度を活用して2回の内、1回は同和地区への問い合わせ等の研修をやってほしいということで人対本部として各部長さんに依頼して、それを課長さんに依頼してやっているところで、まだ、年度途中なので、どの部署が何回やっているというのは、そこまで確認できていませんが、やっていただいているところです。職場研修の実態をいいますと、去年で、毎年、同和問題は絶対に入れるんですけども、男女共同参画とか、3、4つのテーマを人対本部の方から提起させていただいて、その中からやってほしいとお願いしています。今年度については同和問題と認知症サポーターの養成講座等、その内、3割は同和地区への問い合わせ事象についての研修はやっていただいている状況なんですけど、まだ3月まで残っていますので、それはまた徹底して、問い合わせ事象について職員に指示しているところです。

【委員】 課長級クラスの方たちは行き届いていると思うのですが、課長等がない場合に起きていることが多いんですね？ 職員に徹底されていないということが見えているわけですから重点的に行き届いて全員が窓口に立っている以上は、その意識は必要かなと思います。

【事務局】 委員さんが言われるように職員の対応が第一だと思っています。その、しょっぱな、でっぱな職員がどう答えるというか対応するか、特に、人対本部でも問題になったんですが、市民課での対応なんですけど、同和地区への制度がなくなっているとか、制度の話ではなしに、相手さんが何を聞こうとしているのか分かっていない、職員のスキルも人権問題のスキルも落ちてきているのではないかと人対本部の会議の中でも出てましたので、そのへんももう一度、徹底して職員研修をやるようにということで依頼をかけているところです。

【委員】 今、出ているところが基本的に問題点があったのではないかなと思います。昨年、報告受けた時、徹底した研修がなされておれば今回、対応が変わっているのではないかなと思うので、職員の中にはこういう事象があって、どう対応をしたか、そこもきっちり下ろしていくとか、そういう視点も大事だと思うと同時に、今回の言われている問題があった

ところ、そしたら現場で実際、対応している人、どんな対応したのか、これを1つの教訓にしながら実際、自分たちの部署で、「これだったらこう言い返せる」「こう説明した」というようなものを出し合って「泉佐野市の職員の中ではこういうふうな考えがあるけど、こういうふうに関後やってほしい」とか、そんなようなことも示していくのも大事ではないかなと思います。

【会長】 関連して、ご意見等ございませんか。暴力団排除というためのビデオを見たことがあるんですけども、その中では劇化して出てくるんですね、暴力団役と対応する企業の役員さんとの場面がいくつか出てくるんですけども、それを見せていただいて企業の窓口担当者側の対応がどうであったとか、こうであったとかいうような、今、藤里先生の話聞きながら思ったんですけども、実際の場面を見て議論しあうとか、あるいは職場の仲間の中で、「窓口来られたAさんになって、私Bさんになります。」っていうような話を基に、「やり取りやってみましょうか」と。それを見て対応がどうだったとかの意見交換するなど。具体的な研修というか、紙の上での「どう対応したらいいか」というのはもちろん、基本は外したらダメですから、そのへんはきちっと押さえておかななくてはいけません、具体的なやりとりという研修を積み重ねていくということをやっておかないと、対応する窓口の職員がどぎまぎしてしまっ、より優れた対応がしにくいのではないかと思われたんですけども、課長、そのへんどうですか。

【事務局】 皆さん、おっしゃるように、実際に自分がその場面に対応した時に、あせるんですね。頭の中でパニックになってしまっている、子育て支援課の方もそんな感じやったんですけども、実際、人権推進課の職員でもいきなり来られたら、ウツと身構える、いろんな資料を読んで勉強してもそんなことになりますので、仕方がないと言えば仕方がないのですが、それでも職員なんで自分で勉強してもらわないとダメなんですけども、実際のやり取りをロールプレイみたいな感じでやっていたらそれに慣れるんですね。「あんなこと言った。こんなこと言った。」というような場面をしてたら、職員同士で、こっ恥ずかしいんですけども、去年ぐらいの職場研修の中で辻課長代理がいろんな研修に出て勉強して、ビデオ見て説明して終わりじゃなしに、A、B、観察者と作って、3回担当を変えてやってくれと提案はさせていただいているんですけども、それが職場研修員さんによって、説明だけに終わっているようなことにもなっていますので、藤里先生が言われたように実際にやっているのとでは全然違いますので、ロールプレイを重視して「実際にこういうことが起こっている、自分になった時のこと」を思ってもらうように工夫を考えて、徹底していきたいと思います。

【会 長】 今、職員研修のあり方に対する助言をいただいたんですが、資料1, 2に関連して他にございませんか。特にならなければ資料3の方にうつりたいと思います。インターネット2ちゃんねるでの差別の書き込みです。これはご存知のように以前からこのような差別情報の書き込みはされているんですけども、学力調査の結果の情報が載せられたことに対する差別情報が書かれまして、公表にあたっての市の考え方、差別書き込みされた市の見解等についての報告があったんですけども、これについてご質問・ご意見ございましたらお願いします。

【委 員】 最近、泉佐野市はメディアに取り上げられることが増えてきているので、こういうことはあるであろうと予測されているのだと思います。これからもきっと増えるんだろうなという感じがするので、専門的に対応される方がおられるんですか。

【事務局】 いえ、人権推進課で対応しています。教育委員会の指導主事の先生にも見てもらって連携して見えています。

【委 員】 削除して、繰り返すしか仕方がないんですよね。

【事務局】 それしか仕方ないということなので、人権推進課と教育委員会のパソコンは、今職員のパソコンは見れないようにされているんですが、仕事に関係ないものとか。それを解除してもらって人権推進課では、どこのサイトでも入れるようにしてもらっています。

【委 員】 まめにチェックするしかないですもんね。

【事務局】 過去にインターネットで書き込みあった時には各市で順番に大阪府が中心になって、月によって各市の情報を出していたんですが、キリがないということで。それよりも法整備を徹底していかななくてはならないと、国に要望する活動に切り替えていっているのかなと思います。

【委 員】 まず、公表したことがよかったのかどうなのかということが一つあると思うのだが、ここはそんな場ではないと思うので、やめておいて、これは市長が「公表について」と「差別事象についての見解」というのがあるんですが、これは市の広報に載せているのですか。

【事務局】 「公表について」の方は市のホームページに載せています。見解

の方については、市民から問い合わせがあった時には市としてはこういう見解で学力調査について、インターネットの書き込みについては「こういう対応していきます」ということで、市の職員に徹底するために、渡したものです。

【委員】 市長も責任を持ってやったんだから公表した以上はこういうことは予想もできていたと思うので、こういう中身まで詳しく書く必要はないと思うんですけども、ある程度、2ちゃんねるに書き込みがあったと、それについて今後とも考えていきたいと。そういう風なこともあっていいのではないかと、思ったのですが。

【会長】 関連してどうでしょうか。

【委員】 市長の考えとよく似ているもので、児童は幸せに、これからの未来においてなっしてほしいと思っております。そのためにちょっとでも賢くなってもらうためにはどうしたらいいか、そういったことについて考えて。食べ物においても頭というものは血が上っていった時には運動分野、覚える分野とかいろんなことが入っていくので、その時に一番いい食べ物が生徒が幸せな、賢くなることができるのか、第一小学校なんですけど、そういう本をお渡しさせていただきました。ちょっとでも生徒が幸せになることに、食べることだけじゃないんですけども、自分の言いたいこと、行っていることが未来において、朝の挨拶運動にしる、学校での行事にしる、協力させてもらっています。その中において市長の言われていること、学校の先生には怒られるんですけども、自分としては大いに賛成してるということなんです。こういうことの悪いとかいうことは別にして皆さんと共に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【会長】 他にございませんか。以前、聞いたインターネットの書き込み、差別情報であろうと何であろうと書き込みされることについて、なかなか防ぎようがないということなんです。先ほどの報告によりますと、この部分は差別発言になるから消してほしいとお願いしたら、今回は即、削除されたと。

【事務局】 そうです。インターネットの2ちゃんねるの管理人さんがあかんとわかっているんですね。あかんとわかっているんですけど、表現の自由という中で基本的に2ちゃんねるは自由に書いてもいいということなんで、人を傷つけたり薬物に関係したり犯罪的なことの表現の自由はないだろうと理解されていますので、全部消してと言っても消してくれない、差別事

象の何番目のスレを消してくれと指定したら消してくれる。それしかないみたいです。管理人さんが差別だと判断したらその日のうちに消えます。全体を消すのはやってくれないです。

【会 長】 2ちゃんねるのたぐいの情報を受け入れている会社というか、アメリカ系の会社だったら、なかなか削除をしてもらえない。「あなたがそんな事を思うのであれば、それ以上に優れた情報を情報提供してほしい。そうすればどんどん情報をだしていく。」という話を聞いたことがあります。市としてというか、教育委員会として、2ちゃんねるに載っている差別情報に打ち勝つような情報を出しているとか、そういう考え、方向はないんですか。

【事務局】 それに書くと、それに輪をかけて書き込むっていう傾向も考えられると大阪府は言っています。かまうとそれに輪をかけて差別情報を流される。削除という形の方がいいのではということでした。要望で「規制法を作って」とやっていますが、総務省が指針を作って、「こういうのはあかん」と削除していく、差別表現とか在日問題については消していこうというスタンスも出てきてますので、消してくれていると思っています。

【会 長】 インターネットで、底なし沼、相手にしない方がいいと、ただ市民受けにせめて市報にでも、市長として自信もってやった事柄であるならば市民を説得するような情報を提供していくべきかなと私は思います。

【委 員】 これは一言では言えない発言が多いと思うんです。書いたから、書き換えたら、部落差別の中で「寝た子をおこすな」ということがあって、書きっぱなしで、「ほっといたら後何もない」という考え方と、「書くから言わなあかん」という考え方と二つあって、神藤先生が言うような考え方もある。どっちがいいか。「書くから相手が書きまくる」。差別にしたって差別をやめとこうって言ったら、「あんまり言い過ぎたらあかんよ」、「言わなあかん」って言う人と、「言うたらまた言う」という人というのがあるので、これを一つにまとめる案っていうのがなかなか出てこない。だから職員に研修をする時でも、もっともっとやったらいいと市の考え方を職員に言っているだけであって、市の考え方と違う考え方を持っている人が居ると思います。そういう人らにいくら言っても、やっぱり自分の考え方を言うてしまうと思うんです。窓口でも。マニュアル作ってもマニュアルを使わないと思います。そういう職員は。「こういう事があつたらこういう対応で」って正しいことが世の中に一つしかなかつたらやりやすいけど、「ああでもない、こうでもない」と言ってもダメなので、僕は個人的に言

うと、「言っていかなあかん」という方なんです。言わんと黙ってたらなんぼでも言われると思う。差別でもそういうことをいうと、「それが差別につながりますよと、そういう時代じゃないですよ」と市の職員も市民に言うてあげらんとあかん。市民から「そんなことない。あるから言うてる。」職員の能力では言いきれないと思う。人権推進課でも、そういうことの実事はあるながら、「こうして、ああして」という方法論とか言葉の使い方とか説得の仕方というものを、もっと時間をかけて職員とやっていかなあかん。ひっくり返して言うと、市の職員でない人が市の職員から差別を受けた時は誰が処理をする？ 例えば僕は身体障害者から出てる、「つんぼ」、「いくら言うても聞かへん」とか職員に言われた時は市のどこへ訴えるんですか？

**【事務局】** 差別的な発言だったら人権推進課でもいいですし、職員のことだったら人事課になると思います。

**【委員】** こういうことは何百年って続いてきたことでしょ。「めくらとかつんぼ」とか。未だに聞くでしょ。今は隠れるのか。つい、言ってしまふことがあります。つい言ってしまふと時に市の人権推進課で時間かけてしても、その人は本当に理解するのか、嫌気がさすのか、黙ってしまうのか、同和対策の長い間やってきてるが、なかなか市民に通じてないところがあるのではないかと、っていうような気がします。水道工事の水道のパイプを途中で止めてしまうことを「めくらにする」とか、そういう言葉はなくなってきてると思うが、人間の考え方というのは、細かく細かくしんどい話だが、推進課の職員が減ってきてるんで、もう差別がなくなったと市は考えてるのか、今の時代にあるのだから職員を増やさなあかん、あるいはスペシャリストを作っていかなあかんって思ってくれているのか、差別なくなって人権推進課がなくなってしまうのではないかと思っている。この会議すら開いてくれない。

**【委員】** やっぱり、このテストについては賛否両論あった訳です。賛成の人も反対の人もいた。ただ、成績というのは一般的には「家庭と経済面と比例する」と。「年収一千万円ぐらいの所は東大に行く率が高い」とかよく言われていた。変な知識があって貧富の差によって学力が下がる、部落の方は貧困で親も教育が低い、だからこんなことになる。それについては市も委員さんが言うように、ピシッと反論していく、「あなたは間違ってる」というように反論していかなあかんと思います。

**【委員】** 去年、テレビでニュースで出てましたが、俳優さんで「殺人者だ」



という書き込みをされて、それを見た人たちがおもしろ半分で、どんどん書いて何年も続いて、それを警察に持っていったが「被害を被っていないでしょ」ということで相手にされなかった。それを我慢していたが「死ね」とかいう言葉も出てきたので弁護士にお願いしたら「犯罪にあたる」と。再び警察に訴えて書き込みをしている人を特定して、3人いた、おもしろ半分でやった、特定した人に事情を説明して「犯罪になりますよ」と言ったら途端にピタッとなくなった。という風なニュースを見たことがあります。被害にあわれた人は50才ぐらいの俳優さんだったと思います。こんなニュースがあったので。

【事務局】 インターネットの書き込みは相手を特定してる、個人を攻撃してるとかだったら名誉毀損とかで訴えられますが、「B地区」とか「鶴原」とか、それだけで犯罪にするというのは厳しい、個人攻撃だったらいけると確認はしています。

【会長】 情報合戦の時代でありますから、正しい情報はどんどん積極的に発信していくべきではないかと思えますけども、他にございませんか。ないようでしたら、4番目の報告についてご質問・ご意見ございませんか。部落差別、韓国朝鮮に対する差別、差別落書きがおこなわれていた、報告にあったように使われている言葉の端々に年齢層から言えば高齢者でしょうね、「浮かばれない」とかいう表現は若い人は使わないし、「復興」とかいきなり書くにしても難しい、落書きの文字も結構、丁寧に書かれているというような、高齢者の匂いがするんですけども、特定ができない状況なんです。監視カメラは、今は？

【事務局】 夕方から次の日の朝までビデオデッキで記録してまして、それを回収してきて見て、それを一月の中旬まで、15日まで繰り返してました。それでも全然写ってなかったんで、デッキについては撤去しまして、カメラについては置かれた所にむけて置いています。抑止効果はあるのかなと思っ

【委員】 これは、相当悪質だと思います。確信犯やからね。家で書いて準備してきて、許せないです。さっき、委員さんが言われたような、つい、言葉で出てしまうことがあったとしても、これは全然違う。

【事務局】 上に人糞みたいな物も置かれていたので、これはかなり悪質だと思います。

【委員】 私もかなり、悪質だと思いますけども、忘れたところにまたやってくるという可能性が高いです。だから、心理的に「対応したな。撤去したな」っていうのを見てるから、それをまた忘れた頃にやってくると私の感じではあるので、気をつけなくてはいけないと思います。可能性は大きいと思います。愉快犯的な所もあるし、悪質やし、ちょっと怖いなど。

【委員】 子どもらも含めて監視人になるようなことも大事だと思います。子どもが監視をしていたら家族も監視するということで、そういうことで広めていかないと、「見つけて、いわしたろ」では済まないような気がします。子ども自身もそのことに関心を持って差別についても学習になると思う。

【委員】 フェンス沿いに皆が書いた絵を置くとか、花を植えていくとか、周りを綺麗にしていこうっていうのも一つあるのかなと思います。

【事務局】 ありがとうございます。学校とも協議して進めていきたいと思えます。委員さんの先ほどの質問なんですけども、市の施設にペンキで書かれたりマジックで書かれたり、そのへんは器物破損罪で訴えて警察が動いてくれる場合もあります。家から書いてダンボールを持ってきて置いてる、そのへんがまた悪どいんですが、誰も被害を受けてない、物的な被害なので警察は動いてくれないです。過去に市の施設に書かれた場合は警察に指紋とってもらったりしたことはありますが、この場合は無理かなと思います。

【委員】 監視カメラで誰がやったか特定できた場合、どのような対応されるのか。人権推進課の方が差別事象については専任されていると、シュミレーションとか訓練で体験しながら共有していると。特定した場合、啓発だけで、制度的に条例とか憲法とかいろいろあると思うんですけども、法律的に見た場合、それと判断する、専門家の条件として先ほどの神藤会長の話の暴力団の話で、主演の人が税法の専門家の立場で暴力団を抑えたという映画だったと思います。そのように人権問題的な問題は啓発、それと制度的な条例とか憲法とか法律とか、ヨロイというか守られていると、国と国との紛争の話になって、人種差別による話もあるわけで、宗教の問題とか。それと一緒に法的に裁判の場とか法的な判断、そういう専門的な所もあるのかどうか。啓発を一步進めて次に個人的な差別やったら法的にいろいろ動いてくれるけども、最終的には個人ですね。個人に対してはできても地域に対してはできないというのは法的にはどうなのか。

【事務局】 見つかった場合は、今のところは啓発しかないと思いますので、「なぜ、こういうことを書くに至ったか」を聞き取りして啓発していく。それを本当の事を言ってくれるかどうかはわかりませんが、今後の人権推進の啓発の中で活かしていきたいと。法的にはどうかということなんですけども、今は規制する法律はございませんので、市長会とか市町村長が固まって規制する人権委員会的なものを作ろうっていうことで、民主党政権の時には閣議決定までされたんですけども、政権が変わりましたので、その法律も途絶えてしまって、また一から仕切り直しになってます。法律的に何かやった場合は規制しようと。差別を助長したり、扇動したり、個人的な攻撃をしたら侮辱罪で取り締まることはできますけども、同和地区に対してとか障害者に対して扇動して見下すというような助長を扇動するような行為に対しても何らかの規制をしていく必要があるのではないかなというスタンスで法の体系もできていくのではないかなと思うんですけども。法律の制定を求めています。

【会 長】 以上で、最近、市で起こった差別事象についての報告と、皆様のご意見等いただいたんですけども、ここで、言い足りないという方、ございませんか。なければ、2つめの案件であります、戸籍謄本等不正請求事件（プライム事件）についてご説明願います。

【事務局】 それでは、今日予定しておりました審議内容については終わるわけですけども、他にぜひ聞きたいことなどありましたら。

【事務局】 （資料に基づき説明。）

【会 長】 ご質問ございませんか。

【委 員】 大阪府から説明があったのは以上ということで、この審議会で提案するのは、意図としては泉佐野市としてこれを受けてどうするっていうことでもないんですか。

【事務局】 大阪から裁判で不正請求が確定したっていうことを受けまして、泉佐野市の場合は3名の不正請求で4通取られているので、その3人の方に「不正請求されましたよ」とお知らせするかどうか大きな問題になっています。その取り扱いについて基本的には大阪府としては不正請求されているから本人に通知してあげた方がいいのでは。基本はそうです。個人情報取り扱いになりますので、各市の自治体の個人情報審議会にかけて「こういう不正請求あった場合は本人に通知する」っていうことを審議会

で決定して、どういう取り扱いにするかをそこで細かく決めてもらう。結婚に関してとか調査していますので、そういう内容のものを本人に、「不正請求やけども」って通知した事によって家庭に情報がいったことによって問題をなげかけてしまうことにならないかな、とそういう細かい事まで想定される訳です。それも含めて個人情報審議会で諮っていただいて「市としてはこうします」っていう方針を決めて担保を受けた上で、「不正請求を受けた方にお知らせに行く」という形で考えているところです。

【委員】 泉佐野市では今は審議中なんですか。

【事務局】 そうです。個人情報審議会でかける方向で動いているということでご理解いただきたいと思います。

【委員】 できたら、もう1つは市民の皆さんにも啓発をしてもらったらええのかなと思うのは被差別部落とか在日外国人の人とかの問題だけじゃなしに、プライム事件というのはいろいろな利害の関係で勝手に不正入手されている訳です。残念ながら商いになってまして、お金でやり取りをされているという問題もあって、できたら、こういう市としても不正入手は許さないような制度をせっかく作ってるんですから、市民の皆さんに本人通知制度について申し込む形がある、その辺の啓発をもっと知らしめてもらったらええんかなと思うんですけども。あんまり本人通知制度の理解が広がってないように僕は思うんですけども。そこらへんは広めるような形をとっていただいたらいいのかなと思うんですけども。

【事務局】 委員さんのおっしゃるとおり、そのへんが広まってないのが事実でございます。先日、鹿児島県で本人通知制度で本人に不正請求があったとわかった件があって、それで警察が動いて犯人を捕まえたという実例がありますので、本人通知制度が有効に働いているんです。取っても内容はどれだけ出るのは個人情報の関係がありますので、難しいんですけども、司法書士だったら取った司法書士の名前と番号とぐらいです。依頼主の名前は個人情報の関係があるので出せないんです。取っても情報的にはしれているんですけども、そこからの取っ掛かりになることもあると思うので有効だなと。本市での登録は事前に確認したら27人。免許証等を窓口を持って行って登録をするんですが、不正請求された時の証明を出すのに、また450円程度かかります。「お金かかるんだったらやめとく」っていう人もいてるみたいです。啓発とかは、やっていく必要があるのかなと思います。

【会 長】 それでも、やっぱり市報なり、1年に1回ぐらいは載せて・・・

【委 員】 市民課の窓口に本人通知制度の概要みたいなものがあつたらいいのかなと思います。それと今、特定の情報しかないということですけど、自分が心当たりあつて、相続税とか、さまざまな問題があつて自分が心当たりあつたらいいですけども、なかった場合について、人権推進課なりに「私は心当たりない中で取られている」と告発というか相談の議案にあげることができる、そこからいろいろな手がかりになることもあると思うので、できたら市民課の窓口で本人通知制度の促進みたいなところへのわかりやすい説明があつたらいいのかなと思いますけど。

【事務局】 ありがとうございます。考えます。

【会 長】 関連して、どうですか。

【委 員】 委員が言われたように、本来そうすべきなんやけども、個人情報保護法が私は完璧な悪法やと。これがある限り、委員が言うてることはたぶん無理だろうと。ようは、自分のわからないところで請求されている分をこの人に通知せよと、いうのは個人情報保護法が規制になって、行政の方ではそれをしていこうと努力しても個人情報保護法で問題になって、そこで止まってしまう。先に個人情報保護法を改正しないと、たぶん行政の方では本人さんに通知はできないという気がする。行政の方は「考えてみます」って言うけど、個人情報保護法で止まってしまうのではないか。

【事務局】 こういう場合はこうする、ああする、と細かく審議会にかけてもらつてやつてる市もあります。豊中市とか何市はやっているところもあるみたいなので、そのへんは研究していきたいと思います。

【会 長】 他にございませんか。特にないようでしたら、以上で今日の予定しておりました、事務局からの報告について終わったわけですけども、皆さんの積極的なご意見を出していただき、ありがとうございます。せっかくの機会ですので、この機会に日頃の生活なんかで、また昨日、研究集會もございました、いろんな人権に関わる部分で気がかりになることがありましら出していただきたいと思います。特にないようでしたら、私の方から平成11年3月31日現在の大阪府下の条例制定の状況なんですけども、例えば、男女平等推進に関する条例の制定については、42市町村の中で23市町村で施行されております。近くでは田尻町が2005年、泉南市は2011年。それから今、問題になっている子どもの人権ということに

関して、子どもの権利にかんする条例制定ということでは、まだ大阪府下ではあんまり進んでいなくて6市町村ぐらいですか。大阪府自体は条例の制定をやっているんですけども、今後、泉佐野市はまだですが、動きとか検討中とか情報が何かありましらお願いしたいと思います。

**【事務局】** 子どもの方はまだ把握していないんですが、男女共同参画の条例につきましては、平成23年12月議会で公明党の土原議員から質問をいただいて、その時にお答えした内容が、会長が今おっしゃられた、府内で43市のうち21市で制定されていると。その後、数市制定されてきて泉州地域で言いますと、9市4町中、制定されていますのが、堺、岸和田、泉大津、和泉市、泉南市、田尻町、岬町です。5市2町が制定されてまして、泉佐野市含む4市2町が制定されていない状況ですが、熊取町、貝塚市は男女共同参画の計画がありますので、その計画が24、25年で終わりますので、そのタイミングで制定を考えているという声も聞いたりしまして、男女共同参画、女性条例については府内的にも約6割ぐらいが制定されてきている状況がありますので、本市についてもそのへんを、一定考えていかなあかんのかなと思っています。平成23年12月議会では市長も必要性を感じているということなんですが、条例を作ってやる上で人の配置、予算の拡大をしていかなあかんということが想定されるので、そのへんも含めて総合的に考えていかなあかんと思っています。議会からも事務事業評価等もいただいておりますので、議員の評価等も含めて緩和して条例の制定については考えていきたいと思っていますが、まだそこで止まっていますので、泉州地域だけでも制定されてきていますので、あせってきているのはあるんですけども、状況を見極めてと思っています。

**【会長】** 条例作っても守らないと、どうにもならないっていうことはあるんですけども、しかし、その事によって、考えていかなあかん違うかと意識付けにはなると思います。ポチポチやれるところから取り組んでいくっていうこともあるし、大いに民間の力も使っていただければいいと思います。今日は皆さん方にとっては大変お忙しい中、お集まりいただき、沢山のご意見を聞かせていただきました。ありがとうございました。予定していた案件を終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。

#### 4 閉会